

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 条 例

○行政機関設置条例の一部を改正する条例	（人事課）	一
○警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	（警察本部警務課）	一
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例	（警察本部生活安全企画課等）	二
○職員の退職管理に関する条例	（人事課）	四
○行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例	（人事課等）	四
○職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	（人事課）	五
○特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	（教育庁スポーツ健康課）	三九
○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	（私学文書課）	三六
○行政不服審査会条例	（県政情報公開室）	三七
○個人情報保護条例の一部を改正する条例	（同）	三八
○情報公開条例の一部を改正する条例	（同）	三八
○東日本大震災復興交付基金条例の一部を改正する条例	（財政課）	三九
○総合運動場条例の一部を改正する条例	（教育庁スポーツ健康課）	三九
○公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例	（警察本部生活安全企画課）	四〇

ページ

## 条 例

○地方活力向上地域内における県税の特例に関する条例	（税務課）	四一
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例	（同）	四二
○事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	（市町村課）	四四
○申請等の受理の特例に関する条例の一部を改正する条例	（同）	四五
○住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	（同）	四五
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	（市町村課等）	四五
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	（情報政策課）	四七
○勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	（食と暮らしの安全推進課等）	四七
○公共用財産管理条例の一部を改正する条例	（用地課）	四八
○宮城県建築審査会条例の一部を改正する条例	（建築宅地課）	四九

行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十七号

行政機関設置条例の一部を改正する条例

行政機関設置条例（昭和三十三年宮城県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項の表宮城県仙台中央県税事務所の項中、「車町」を削り、「中央一丁目、榴ヶ岡」を「榴ヶ岡」に改め、「名掛丁」及び「東七番丁、東八番丁、東九番丁、東十番丁」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十八号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年宮城県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表宮城県仙台中央警察署の項中「宮城県仙台東警察署の管轄区域を除く。、中央二丁目」を削り、「四十一号」を「四十五号」に改め、同表宮城県仙台北警察署の項中「及び宮城県仙台東警察署」を削り、同表宮城県仙台東警察署の項中

「仙台市青葉区のうち中央一丁目（東日本旅客鉄道株式会社線路敷地東側境界線から東の区域）仙台市宮城野区

を

「仙台市宮城野区

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十九号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

例の整備等に関する条例

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）

第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年宮城県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第十三条第一項」を「第十三条第一項第一号」に、「同項」を「同項第一号」に改め、同条第二項中「法第十三条第一項」を「前項各号に掲げる日及び地域における法第十三条第一項」に改める。

第五条の見出し中「午前一時まで」を「午前零時以後において」に、「地域」を「地域等」に改め、同条中「第十三条第一項の午前一時まで」を「第十三条第一項第二号の午前零時以後において」に

改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の地域における法第十三条第一項の条例で定める時は、午前一時とする。

第八条第二項中「第二条第一項第七号の」を「第二条第一項第四号の」に改め、同項第二号中「と博類似行為」を「賭博類似行為」に改め、同項第四号中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に改める。

第九条を次のように改める。

（ゲーム場等への年少者の立入制限等）

第九条 法第二条第一項第五号の営業を営む者は、午後八時から午後十時前の時間において十六歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるとしてはならない。

2 法第二条第一項第五号の営業を営む者は、午後六時から午後八時前の時間において十六歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは保護者の同伴を求めなければならない。

3 法第二条第一項第五号の営業を営む者は、午後六時から午後八時前の時間において保護者の同伴のない十六歳未満の者を営業所内で発見したときは、保護者の同伴を求め、保護者の同伴が得られないときは営業所から立ち退くべきことを求めること等必要な措置を講じなければならない。

第十二条中「日出時」を「午前六時」に改める。

第二十条の次に次の四条を加える。

（特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域の指定）

第二十条の二 法第三十一条の二十三において読み替えて準用する法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、次の各号のいずれにも該当する地域とする。

一 第五条第一項に規定する地域

二 住居地域等以外の地域

三 別表第五の上欄に掲げる施設の敷地（当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。）

ごとに、当該敷地の周囲から同表の下欄に掲げる法第三十一条の二十二の許可の申請に係る営業所の所在する地域の区分に応じ、それぞれ同欄に定める距離の範囲外にある地域

（特定遊興飲食店営業の営業時間の制限）

第二十条の三 特定遊興飲食店営業者は、前条各号に掲げる地域内において、午前五時から午前六時までの時間においてその営業を営んではならない。

（特定遊興飲食店営業に係る深夜における騒音及び振動の規制）

第二十条の四 法第三十一条の二十三において読み替えて準用する法第十五条の条例で定める騒音に係る数値は、別表第三の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める深夜に係る数

値とする。ただし、住居地域等以外の地域内に所在する別表第五の上欄に掲げる施設の敷地の周囲五十メートル以内の区域内における数値は、別表第三の下欄に定める深夜に係る数値からそれぞれ五デシベルを減じた数値とする。

2 法第三十一条の二十三において読み替えて準用する法第十五条の条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)

第二十條の五 特定遊興飲食店営業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

二 営業用家屋等において店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業を営まないこと。

三 営業用家屋等（旅館業法第三条第一項の規定による旅館業の許可を受けているものを除く。）に客を就寝させ、又は宿泊させないこと。

四 営業中は、営業所の出入口及び客室に施錠をし、又は客にこれをさせないこと。

五 客の求めない飲食物を提供しないこと。

六 営業所において、賭博類似行為その他著しく射幸心をそそのおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

七 著しく射幸心をそそのおそれのある方法で営業しないこと。

第二十二條の次に次の一条を加える。

(風俗環境保全協議会を置く地域)

第二十三條 法第三十八条の四第一項の条例で定める地域は、第五条第一項に規定する地域とする。

別表第一学校、保育所、幼保連携型認定こども園、児童遊園、児童公園及び図書館の項中

「法第二条第一項第一号の営業（ま あじやん屋を除く。）」

を「法第二条第一項第四号の営業（ま あじやん屋を除く。）」に、「第一号

号及び第七号」を「第四号」に、「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に改め、同表

病院等の項中

「法第二条第一項第一号の営業（ま あじやん屋を除く。）」

を

「法第二条第一項第四号の営業（ま あじやん屋を除く。）」

に改め、「（第一号を除く。）」を削り、「第七号」を「第

四号」に改める。

別表第二中「第二条第一項第一号から第六号」を「第二条第一項第一号から第三号」に、「第二条第一項第七号及び第八号」を「第二条第一項第四号及び第五号」に改め、同表住居地域等の項中「日出時から」を「午前六時後」に、「午前零時」を「午前零時前」に、「午前一時」を「午前一時まで」に、「」までの時間を「」の時間に、「午前零時まで」を「午前零時前」に改め、同表近隣商業地域の項中「日出時から」を「午前六時後」に、「午前零時まで」を「午前零時前」に改める。

別表第三中「第七条」を「第七条、第二十條の四」に、「日没時から午後十時まで」を

「午後六時から午後十時前」

に、「午前零時まで」を「午前零時前」に改め、同表備考中「日出時から

日没時まで」を「午前六時後午後六時前」に改める。

別表第四の次に次の一表を加える。

別表第五（第二十條の二、第二十條の四関係）

施設	距離		
	A地域	B地域	C地域
児童福祉法第七条第一項に規定する助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設	五十メートル	七十メートル	百メートル
病院等	三十メートル	五十メートル	七十メートル
備考 「A地域」とは商業地域をいい、「B地域」とは近隣商業地域及び準工業地域をいい、「C地域」とはA地域及びB地域以外の地域をいう。			

(青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例の一部改正)

第二条 青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例（平成十三年宮城県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「同項第八号」を「同項第五号」に改める。

(迷惑行為防止条例の一部改正)

第三条 迷惑行為防止条例（昭和四十二年宮城県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に改める。  
附 則  
この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

職員 の 退 職 管 理 に 関 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る 。

平 成 二 十 七 年 十 二 月 二 十 四 日

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十号

職員 の 退 職 管 理 に 関 す る 条 例

(趣 旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第三十八條の二第八項及び第三十八條の六第二項の規定に基づき、職員 の 退 職 管 理 に 関 し 必 要 な 事 項 を 定 め る も の と す る 。

(再就職者による依頼等の規制)

第二条 法第三十八條の二第一項、第四項及び第五項の規定によるもののほか、再就職者（同条第一項に規定する再就職者をいう。）のうち、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第二十条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等（法第三十八條の二第二項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役員（同項に規定する役員をいう。）又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務（同項に規定する契約等事務をいう。）であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。  
(任命権者への届出)

第三条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であつた者（退職手当通算予定職員（法第三十八條の二第三項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であつた者であつて引き続き退職手当通算法人（同条第二項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後二年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇入れられる者となつた場合その他人事委員会規則で定める場合を除

き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例をここに公布する。

平 成 二 十 七 年 十 二 月 二 十 四 日

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十一号

行政 不 服 審 査 法 の 施 行 に 伴 う 関 係 条 例 の 整 理 等 に 関 す る 条 例

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第一条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年宮城県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第四号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十九條の三第四項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四條又は第四十五條」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八條第一項本文」に改める。

(行政手続条例の一部改正)

第三条 行政手続条例（平成七年宮城県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「、異議申立て」及び「、決定」を削る。

第十九條第二項第四号中「ことのある」を削る。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第四条 職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第十三條第四項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四條第一項又は第四十五條」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八條第一項本文」に改める。

(宮城県県税条例の一部改正)

第五条 宮城県県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。  
第十三條第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

(経過措置の原則)

2 この条例の施行前にされた処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行前にされた不利益処分に関する不服申立ての状況の報告については、なお従前の例による。

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十二号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項を削る。

第三条第二項第三号中「居住地に」を「住所又は居所を」に改める。

第九条第一項中「第二条第三項に規定する地域区分による」を「本邦にあつては市町村の存する地域(都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域)をいい、外国にあつてはこれに準ずる」に改める。

第十条中「私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地」を「職員が、私事のためにその住所若しくは居所」に、「居住地」を「住所若しくは居所」に、「在勤地」を「在勤庁」に改める。

第二十条第一項ただし書中「全路程において公用の交通機関を利用して旅行する」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 全路程において公用の交通機関を利用して旅行する場合

二 知事が定める地域内において旅行する場合

第二十三条第一項第一号及び第二十五条第一項第一号中「旧在勤地から新在勤地」を「旧在勤庁から新在勤庁」に改め、同項第二号中「旧居住地から新居住地」を「旧住所又は旧居所から新住所又は

新居所」に改める。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 削除

第二十八条の見出しを「(近距離旅行の旅費)」に改め、同条第一項中「在勤地以外の」を削り、「旅行」の下に「及び在勤庁から八キロメートル以内の地域内における旅行」を加える。

第二十九条第一号ロ中「旧在勤地」を「旧在勤庁」に改め、同条第二号中「新在勤地を旧在勤地」を「新在勤庁を旧在勤庁」に改める。

第三十条第一項第一号中「旧在勤地」を「旧在勤庁」に改め、同項第二号中「新在勤地」を「新在勤庁」に改め、同条第三項中「居住地」を「住所又は居所」に改める。

第四十条第二号ロ中「旧在勤地」を「旧在勤庁」に改める。

第四十二条中「第四十七条」を「第四十七条第一項若しくは第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 任命権者は、職員について船員法第四十七条第二項の規定に該当する事由があつた場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

別表第一中「、第二十七条」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第四十二条の改正規定及び同条に一項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員等の旅費に関する条例の規定(第四十二条の規定を除く。)は、この条例の施行の日以後に出發する旅行から適用し、同日前に出發した旅行については、なお従前の例による。

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十三号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十六年宮城県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「百分の百五十七・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

第二条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「百分の百四十二・五」を「百分の百五十」に、「百分の百七十二・五」を「百分の百六十五」に改める。

(旧県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第三条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(平成二十七年宮城県条例第四号)附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第四十四号。以下「旧教育長給与等条例」という。)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「百分の百五十七・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例中第一条、第三条、次項及び附則第三項の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(以下「改正後特別職給与等条例」という。)の規定及び第三条の規定による改正後の旧教育長給与等条例(以下「改正後旧教育長給与等条例」という。)の規定は、平成二十七年十二月一日から適用する。(期末手当の内払)

3 改正後特別職給与等条例又は改正後旧教育長給与等条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例又は第三条の規定による改正前の旧教育長給与等条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後特別職給与等条例又は改正後旧教育長給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十四号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項第一号中「四十一万二千二百円」を「四十一万三千三百円」に改め、同項第二号中「五万三百円」を「五万五百円」に改める。

第十一条の二第二項の表一級地の項中 [百分の十八] を [百分の十八] を

[百分の十八・五] に改め、同表二級地の項中

[百分の十五] を [百分の十五・五] に改め、同表三級地

の項中 [百分の十三] を [百分の十四] に改める。

第十一条の三中「百分の十五」を「百分の十五・五」に改める。

第二十条第二項第一号中「百分の七十」を「百分の九十」に、「百分の九十」を「百分の百十」に改め、同項第二号中「百分の三十二・五」を「百分の四十二・五」に、「百分の四十二・五」を「百分の五十二・五」に改める。

附則第三十二項中「百分の〇・四九」を「百分の〇・六三二」に、「百分の〇・六三二」を「百分の〇・七七」に、「百分の七十」を「百分の九十」に、「百分の九十」を「百分の百十」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一（第四条関係）

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,000	191,400	227,800	261,500	288,000	319,000	363,600	409,400	460,100	523,700
	2	142,100	193,200	229,400	263,500	290,200	321,200	366,200	411,900	463,200	526,700
	3	143,300	195,000	230,900	265,300	292,500	323,500	368,700	414,400	466,200	529,800
	4	144,400	196,800	232,500	267,500	294,700	325,700	371,300	416,800	469,200	532,900
	5	145,500	198,400	234,100	269,400	296,700	328,000	373,400	418,700	472,200	536,000
	6	146,600	200,200	235,800	271,300	299,100	330,000	375,900	421,000	475,200	538,300
	7	147,700	202,100	237,300	273,300	301,400	332,300	378,200	423,100	478,300	540,900
	8	148,800	203,900	238,900	275,400	303,700	334,500	380,800	425,300	481,400	543,300
	9	149,900	205,600	240,400	277,500	305,800	336,600	383,300	427,400	484,100	545,700
	10	151,300	207,400	241,900	279,500	308,100	338,800	386,000	429,500	487,200	547,500
	11	152,600	209,200	243,500	281,600	310,300	340,900	388,600	431,600	490,200	549,300
	12	154,000	211,000	245,000	283,800	312,600	343,100	391,300	433,700	493,400	551,200
	13	155,300	212,400	246,500	285,800	314,900	345,100	393,700	435,400	496,100	552,900
	14	156,800	214,200	248,000	287,900	317,000	347,200	396,100	437,200	498,400	554,300
	15	158,300	215,900	249,400	289,900	319,200	349,300	398,300	439,200	500,700	555,600
	16	159,900	217,800	250,900	292,000	321,300	351,300	400,700	441,200	503,000	556,800
	17	161,200	219,500	252,400	294,000	323,400	353,200	402,500	443,100	505,100	558,100
	18	162,700	221,200	254,200	296,000	325,400	355,200	404,500	445,000	506,500	559,100
	19	164,200	222,800	255,900	298,100	327,500	357,000	406,400	446,800	508,100	560,000
	20	165,700	224,400	257,700	300,200	329,500	358,900	408,200	448,500	509,500	560,900
	21	167,100	225,900	259,400	302,300	331,600	360,900	410,100	450,300	510,700	561,800
	22	169,900	227,600	261,200	304,400	333,700	362,900	412,000	451,800	512,100	
	23	172,500	229,200	263,000	306,400	335,700	364,900	413,800	453,200	513,600	
	24	175,100	230,800	264,700	308,500	337,800	366,800	415,700	454,700	515,100	
	25	177,800	232,200	266,800	310,300	339,400	368,800	417,500	456,100	516,200	
	26	179,500	233,700	268,700	312,400	341,300	370,700	419,000	457,400	517,300	
	27	181,200	235,300	270,500	314,600	343,200	372,700	420,500	458,700	518,500	
	28	182,900	236,600	272,400	316,600	345,100	374,700	422,100	460,000	519,700	
	29	184,400	237,900	274,100	318,600	346,900	376,200	423,700	461,000	520,700	
	30	186,300	239,100	276,000	320,600	348,800	378,000	425,000	461,700	521,600	
	31	188,100	240,200	277,900	322,700	350,700	379,900	426,300	462,500	522,500	
	32	189,800	241,400	279,700	324,800	352,500	381,500	427,600	463,200	523,400	
	33	191,400	242,700	281,400	326,300	354,400	383,300	428,800	463,900	524,300	
	34	192,900	244,000	283,400	328,300	356,200	384,700	430,100	464,700	525,200	
	35	194,400	245,200	285,200	330,200	358,000	386,200	431,400	465,400	525,900	
	36	195,900	246,500	287,100	332,400	359,700	387,800	432,600	466,000	526,400	
	37	197,200	247,500	288,800	334,300	361,100	389,200	433,800	466,500	527,100	
	38	198,500	248,900	290,500	336,200	362,400	390,400	434,600	467,100	527,700	

	39	199,800	250,500	292,300	338,200	363,900	391,600	435,400	467,700	528,500	
	40	201,100	252,000	294,100	340,100	365,300	392,700	436,200	468,300	529,100	
	41	202,500	253,400	295,800	342,000	366,600	393,800	436,800	468,800	529,600	
	42	203,800	254,800	297,500	343,900	367,500	395,000	437,500	469,300		
	43	205,100	256,200	299,300	345,700	368,600	396,300	438,200	469,700		
	44	206,400	257,600	300,900	347,700	369,700	397,400	438,900	470,000		
	45	207,600	258,800	302,600	349,200	370,500	398,100	439,700	470,300		
	46	208,900	260,100	304,300	350,600	371,400	398,800	440,500			
	47	210,200	261,500	305,900	352,100	372,300	399,500	440,900			
	48	211,500	262,900	307,600	353,600	373,200	400,200	441,600			
	49	212,600	264,200	308,800	355,200	374,100	400,800	442,100			
	50	213,700	265,300	310,300	356,000	374,900	401,400	442,500			
	51	214,700	266,700	311,800	357,200	375,700	401,900	442,900			
	52	215,800	268,000	313,400	358,200	376,500	402,300	443,300			
	53	216,900	269,100	315,100	359,100	377,200	402,700	443,800			
	54	218,000	270,200	316,700	360,200	377,900	403,000	444,200			
	55	218,900	271,500	318,300	361,100	378,600	403,300	444,600			
	56	219,900	272,800	319,800	362,200	379,400	403,600	444,900			
	57	220,600	273,900	321,300	363,200	379,900	403,900	445,200			
	58	221,500	274,900	322,500	363,900	380,500	404,200	445,600			
	59	222,400	276,000	323,700	364,600	381,100	404,500	445,900			
	60	223,300	277,100	324,900	365,300	381,800	404,800	446,200			
再任	61	224,000	278,300	325,600	365,700	382,200	405,100	446,500			
用職	62	225,000	279,300	326,500	366,300	382,900	405,400				
員以	63	225,900	280,200	327,300	367,000	383,500	405,700				
外の	64	226,800	281,200	328,100	367,700	384,100	406,000				
職員	65	227,500	282,000	329,000	368,000	384,500	406,300				
	66	228,400	283,000	329,400	368,700	385,100	406,600				
	67	229,300	283,700	330,100	369,400	385,700	406,900				
	68	230,400	284,600	331,000	370,100	386,300	407,200				
	69	231,200	285,600	331,800	370,400	386,700	407,400				
	70	231,900	286,400	332,500	371,000	387,200	407,700				
	71	232,600	287,200	333,200	371,700	387,700	408,000				
	72	233,400	288,000	333,900	372,300	388,300	408,300				
	73	234,300	288,800	334,400	372,600	388,600	408,500				
	74	235,000	289,300	335,000	373,200	389,000	408,800				
	75	235,700	289,700	335,500	373,900	389,400	409,100				
	76	236,400	290,200	336,100	374,500	389,800	409,300				
	77	237,100	290,300	336,400	374,900	390,100	409,500				
	78	237,900	290,700	336,900	375,400	390,400	409,800				
	79	238,700	290,900	337,300	376,000	390,700	410,100				
	80	239,500	291,300	337,800	376,500	391,000	410,300				
	81	240,200	291,500	338,200	377,000	391,200	410,500				
	82	240,900	291,700	338,700	377,600	391,500	410,800				
	83	241,600	292,100	339,200	378,100	391,800	411,100				
	84	242,300	292,400	339,700	378,400	392,000	411,400				

	85	243,000	292,700	340,000	378,800	392,200	411,600				
	86	243,700	293,000	340,400	379,400	392,500					
	87	244,400	293,300	340,900	379,800	392,800					
	88	245,100	293,700	341,300	380,200	393,000					
	89	245,800	294,000	341,600	380,600	393,200					
	90	246,300	294,400	342,000	381,100	393,500					
	91	246,800	294,700	342,500	381,500	393,800					
	92	247,300	295,100	342,900	381,900	394,000					
	93	247,600	295,200	343,100	382,200	394,200					
	94		295,400	343,500	382,700						
	95		295,800	344,000	383,100						
	96		296,200	344,400	383,500						
	97		296,400	344,500	383,800						
	98		296,700	345,000	384,300						
	99		297,100	345,400	384,700						
	100		297,500	345,700	385,100						
	101		297,700	346,000	385,400						
	102		298,000	346,400							
	103		298,500	346,900							
	104		298,800	347,300							
	105		299,000	347,800							
	106		299,300	348,200							
	107		299,700	348,600							
	108		300,000	349,000							
	109		300,200	349,500							
	110		300,600	349,900							
	111		301,000	350,200							
	112		301,300	350,500							
	113		301,400	351,000							
	114		301,700								
	115		302,000								
	116		302,400								
	117		302,600								
	118		302,800								
	119		303,100								
	120		303,400								
	121		303,800								
	122		304,000								
	123		304,300								
	124		304,600								
	125		304,900								
再任用職員		187,700	215,300	255,600	275,100	290,300	315,900	357,800	391,100	442,500	523,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第22条に規定する職員を除く。

## 別表第二（第四条関係）

## 公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	164,200	179,900	206,700	246,800	291,200	318,300	347,300	382,600	424,200
	2	165,900	181,700	208,700	248,600	293,400	320,500	349,500	384,800	426,000
	3	167,700	183,500	210,700	250,500	295,500	322,800	351,800	386,900	428,000
	4	169,500	185,300	212,700	252,300	297,800	325,000	354,000	389,000	429,900
	5	171,000	187,300	214,700	254,000	299,800	327,300	356,100	390,900	431,300
	6	172,900	189,600	216,700	255,800	302,000	329,500	358,200	392,900	433,000
	7	174,700	191,900	218,800	257,400	304,200	331,900	360,400	394,700	434,600
	8	176,600	194,200	220,700	259,100	306,400	334,200	362,600	396,600	436,100
	9	178,300	196,400	222,800	260,500	308,400	336,100	364,600	398,400	437,700
	10	180,000	199,000	224,600	262,100	310,600	338,400	366,800	400,400	439,400
	11	181,700	201,500	226,400	263,400	312,900	340,600	368,900	402,400	441,000
	12	183,400	204,100	228,200	264,800	315,200	342,900	371,100	404,500	442,600
	13	185,300	206,500	230,100	266,500	317,300	345,000	373,300	406,200	443,800
	14	187,500	208,300	232,000	267,900	319,600	347,200	375,400	408,300	445,400
	15	189,600	210,100	234,000	269,000	321,800	349,400	377,600	410,300	447,200
	16	191,700	211,900	235,900	270,300	324,100	351,500	379,800	412,500	449,000
	17	193,900	213,800	237,500	271,400	326,000	353,700	381,600	414,200	450,600
	18	196,300	215,700	239,300	272,800	328,300	355,700	383,600	415,900	452,400
	19	198,700	217,600	241,100	274,200	330,400	357,800	385,500	417,600	454,200
	20	201,100	219,500	242,900	275,700	332,800	359,900	387,500	419,200	455,900
	21	203,700	221,200	244,500	277,000	334,900	362,000	389,300	420,900	457,500
	22	205,500	223,000	245,900	278,400	336,900	364,100	391,400	422,500	459,200
	23	207,300	224,800	247,100	279,900	339,000	366,100	393,500	423,900	460,900
	24	209,100	226,600	248,400	281,400	341,000	368,200	395,600	425,400	462,700
	25	211,000	228,300	249,700	282,700	343,000	370,100	397,300	426,700	464,200
	26	212,800	230,000	251,100	284,700	345,100	372,100	399,300	428,200	465,600
	27	214,600	231,700	252,400	286,700	347,200	374,100	401,400	429,700	467,100
	28	216,300	233,400	253,600	288,700	349,200	376,100	403,500	431,300	468,400
	29	218,300	234,900	254,800	290,700	351,400	378,000	405,000	432,600	469,600
	30	220,100	236,700	255,900	292,700	353,500	380,200	406,800	434,300	470,300
	31	221,900	238,500	257,200	294,600	355,500	382,300	408,500	436,000	471,000
	32	223,700	240,300	258,300	296,500	357,600	384,300	410,200	437,600	471,700
	33	225,400	241,700	259,200	298,400	359,300	386,200	412,000	439,000	472,200
	34	227,100	243,200	260,400	300,200	361,300	388,300	413,500	440,700	473,000
	35	228,800	244,500	261,500	302,100	363,300	390,400	415,100	442,400	473,700
	36	230,500	245,900	262,700	304,000	365,400	392,300	416,600	444,100	474,300
	37	231,900	247,200	263,700	305,800	367,300	394,000	417,900	445,500	474,600
	38	233,700	248,500	264,900	307,700	369,400	395,600	419,400	446,200	475,200
	39	235,600	249,700	266,000	309,600	371,400	396,900	420,900	446,900	475,800
	40	237,400	251,000	267,100	311,400	373,400	398,300	422,400	447,600	476,300
	41	238,800	252,200	268,300	313,300	375,400	399,500	423,900	448,000	476,800
	42	240,200	253,400	269,800	315,200	377,500	400,600	425,200	448,600	477,200
	43	241,500	254,500	271,100	317,100	379,700	401,600	426,500	449,300	477,600
	44	242,700	255,600	272,300	319,000	381,700	402,600	427,800	449,900	478,000

	45	244,000	256,700	273,500	320,800	383,400	403,800	428,800	450,700	478,300
	46	245,100	257,800	275,000	322,700	385,100	405,000	429,500	451,400	
	47	246,100	258,900	276,600	324,600	386,700	406,100	430,300	451,900	
	48	247,000	260,100	278,200	326,400	388,400	407,300	431,100	452,400	
	49	247,900	261,100	280,000	328,000	389,800	408,600	431,600	452,900	
	50	249,000	262,300	281,700	329,600	390,800	409,400	432,000	453,200	
	51	250,300	263,400	283,500	331,300	391,800	410,200	432,400	453,500	
	52	251,400	264,500	285,100	333,000	392,800	410,900	432,700	453,900	
	53	252,400	265,700	286,600	334,700	394,100	411,500	433,000	454,300	
	54	253,600	266,900	288,400	336,400	395,300	412,200	433,400	454,500	
	55	254,600	268,300	290,100	338,200	396,400	412,900	433,700	454,800	
	56	255,800	269,500	291,900	340,000	397,600	413,500	434,000	455,000	
	57	256,900	270,600	293,500	341,200	398,900	414,200	434,300	455,400	
	58	257,900	272,200	295,200	342,900	399,700	414,600	434,600	455,600	
	59	258,700	273,700	297,000	344,500	400,500	415,200	434,900	455,800	
	60	259,700	275,300	298,900	346,100	401,200	415,800	435,200	456,000	
	61	260,800	276,900	300,400	347,800	401,700	416,200	435,500	456,400	
	62	261,900	278,500	302,200	349,500	402,400	416,800	435,800		
	63	263,000	280,100	304,000	351,200	403,100	417,300	436,100		
	64	264,000	281,700	305,700	352,900	403,800	417,800	436,400		
	65	265,100	283,300	307,200	354,500	404,100	418,300	436,700		
	66	266,400	284,700	308,900	356,100	404,800	418,900	437,000		
	67	267,700	286,200	310,500	357,700	405,500	419,300	437,300		
	68	269,000	287,700	312,200	359,300	406,100	419,800	437,600		
	69	270,200	289,300	313,800	360,500	406,500	420,200	437,800		
	70	271,600	290,800	315,300	361,900	407,000	420,500	438,100		
	71	273,000	292,400	316,800	363,300	407,600	420,800	438,400		
	72	274,400	294,000	318,300	364,700	408,100	421,100	438,700		
	73	275,700	295,300	319,300	365,900	408,600	421,400	438,900		
	74	277,100	296,700	320,900	367,100	409,000	421,700	439,200		
	75	278,500	298,200	322,400	368,400	409,500	422,000	439,500		
	76	279,800	299,800	324,100	369,700	410,000	422,300	439,800		
	77	281,000	300,900	325,900	371,000	410,500	422,500	440,000		
	78	282,300	302,400	327,600	372,200	411,000	422,800	440,300		
	79	283,500	303,800	329,200	373,400	411,700	423,100	440,600		
	80	284,600	305,300	330,900	374,600	412,200	423,400	440,900		
	81	285,900	306,800	332,600	375,800	412,600	423,600	441,100		
	82	287,100	308,200	334,300	377,000	413,200	423,900	441,400		
	83	288,400	309,500	335,900	378,100	413,700	424,200	441,700		
	84	289,700	310,900	337,600	379,400	413,900	424,400	442,000		
	85	290,900	312,100	339,000	380,500	414,200	424,600	442,200		
	86	292,100	313,600	340,500	381,100	414,700	424,900			
	87	293,300	315,000	342,000	381,600	415,000	425,200			
	88	294,500	316,500	343,500	382,200	415,300	425,400			
	89	295,600	318,000	344,800	382,800	415,600	425,600			
	90	296,800	319,500	346,000	383,400	416,000	425,900			
	91	297,900	320,900	347,400	384,000	416,400	426,200			
	92	299,200	322,400	348,700	384,600	416,800	426,400			
	93	300,000	323,700	350,100	384,900	417,100	426,600			
	94	301,300	325,000	351,600	385,400	417,500				
	95	302,400	326,400	353,100	386,000	417,900				
	96	303,700	327,700	354,600	386,500	418,300				
	97	304,800	328,900	355,900	386,900	418,600				

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

	98	306,000	330,200	357,100	387,300	419,000				
	99	307,200	331,600	358,200	387,900	419,400				
	100	308,400	332,900	359,400	388,400	419,800				
	101	309,600	334,300	360,500	388,800	420,100				
	102	310,600	335,200	361,600	389,300					
	103	311,700	336,300	362,700	389,900					
	104	312,700	337,500	364,000	390,400					
	105	313,500	338,600	365,200	390,700					
	106	314,100	339,700	365,700	391,100					
	107	314,800	340,700	366,300	391,600					
	108	315,500	341,800	366,900	391,900					
	109	316,000	343,000	367,500	392,200					
	110	316,500	344,000	368,000	392,700					
	111	317,000	345,000	368,500	393,200					
	112	317,600	345,900	369,000	393,700					
	113	318,400	346,900	369,400	394,000					
	114	319,100	347,800	369,800	394,500					
	115	319,800	348,800	370,400	395,000					
	116	320,500	349,800	370,900	395,600					
	117	321,100	350,800	371,300	395,900					
	118	321,900	351,300	371,800	396,400					
	119	322,600	351,900	372,400	396,900					
	120	323,400	352,500	372,900	397,400					
	121	324,000	352,800	373,000	397,800					
	122	324,300	353,200	373,600	398,300					
	123	324,800	353,700	374,100	398,700					
	124	325,300	354,100	374,500	399,200					
	125	325,600	354,500	375,000	399,600					
	126		354,900	375,500	400,100					
	127		355,400	376,000	400,500					
	128		355,800	376,500	401,000					
	129		356,200	376,800	401,400					
	130		356,600	377,300						
	131		357,000	377,800						
	132		357,400	378,300						
	133		357,600	378,600						
	134		358,100	379,200						
	135		358,500	379,600						
	136		358,800	380,000						
	137		359,100	380,300						
	138		359,500	380,800						
	139		360,000	381,300						
	140		360,500	381,800						
	141		360,800	382,100						
	142		361,300							
	143		361,800							
	144		362,300							
	145		362,600							
再任用職員		241,800	253,600	257,700	289,200	305,800	320,000	343,700	379,100	410,800

備考 この表は、警察官に適用する。

## 別表第三 (第四条関係)

## 教 育 職 給 料 表

## イ 教育職給料表(-)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	154,600	199,100	259,800	329,200	418,300
	2	156,100	200,800	262,300	331,500	420,100
	3	157,600	202,500	264,600	333,800	421,900
	4	159,100	204,200	267,100	336,000	423,600
	5	160,800	206,000	269,700	338,300	425,100
	6	162,700	207,700	272,100	340,500	426,600
	7	164,500	209,400	274,300	342,800	428,600
	8	166,300	211,000	276,500	345,100	430,500
	9	168,100	212,800	278,900	347,200	432,300
	10	170,300	214,700	281,200	349,300	434,100
	11	172,300	216,600	283,700	351,500	436,000
	12	174,300	218,600	286,000	353,600	437,800
	13	176,300	220,300	288,400	355,800	439,500
	14	178,500	222,300	290,500	357,800	441,400
	15	180,700	224,300	292,500	359,800	443,200
	16	182,900	226,300	294,500	361,800	445,200
	17	185,200	228,200	296,700	363,800	446,900
	18	187,900	230,900	299,400	365,700	448,700
	19	190,400	233,600	301,900	367,700	450,500
	20	192,900	236,400	304,600	369,700	452,300
	21	195,400	239,000	307,100	371,500	453,900
	22	197,100	241,800	309,700	373,400	455,600
	23	198,800	244,400	312,100	375,300	457,500
	24	200,500	247,100	314,900	377,200	459,200
	25	202,100	249,600	317,500	378,700	461,000
	26	203,800	252,200	319,800	380,600	462,600
	27	205,500	254,700	322,200	382,400	464,200
	28	207,100	257,100	324,500	384,300	465,700
	29	208,600	259,800	326,800	386,200	467,200
	30	210,300	262,200	328,800	388,100	468,500
	31	212,000	264,400	331,100	390,000	469,800
	32	213,700	266,700	333,300	392,000	471,100
	33	215,300	268,900	335,400	393,700	472,300
	34	217,100	271,100	337,600	395,500	473,000
	35	219,000	273,300	339,800	397,100	473,700
	36	220,800	275,400	341,900	398,900	474,400
	37	222,400	277,700	344,100	400,100	475,000
	38	224,200	279,700	346,200	401,600	
	39	226,000	281,700	348,500	403,000	
	40	227,800	283,800	350,600	404,400	

	41	229,500	285,700	352,700	406,100
	42	231,200	288,200	354,800	407,500
	43	232,800	290,500	356,800	408,800
	44	234,500	293,000	358,900	410,300
	45	236,100	295,200	360,900	412,000
	46	237,500	297,700	363,000	413,300
	47	238,800	300,200	365,000	414,800
	48	240,100	302,900	367,000	416,400
	49	241,600	305,300	368,800	418,100
	50	243,100	307,700	370,600	419,500
	51	244,300	310,200	372,500	421,100
	52	245,800	312,600	374,500	422,600
	53	247,100	315,100	376,400	424,300
	54	248,300	317,300	378,200	425,800
	55	249,700	319,400	380,100	427,500
	56	251,000	321,600	381,800	429,100
	57	252,300	323,900	383,300	430,600
	58	253,400	326,000	384,900	432,100
	59	254,600	328,200	386,600	433,300
	60	255,800	330,200	388,300	434,500
	61	257,100	332,500	389,500	435,700
再任	62	258,500	334,600	390,900	437,000
用職	63	259,900	336,800	392,300	438,300
員以	64	261,100	339,000	393,600	439,500
外の	65	262,500	340,900	395,000	440,700
職員	66	264,000	343,100	396,300	441,900
	67	265,600	345,200	397,700	443,100
	68	267,400	347,500	399,100	444,400
	69	268,900	349,500	400,400	445,600
	70	270,300	351,400	401,700	446,800
	71	271,700	353,500	403,100	448,000
	72	273,200	355,500	404,400	449,200
	73	274,300	357,300	405,700	450,300
	74	275,700	359,200	407,100	450,900
	75	277,100	361,000	408,500	451,400
	76	278,400	363,000	409,800	451,900
	77	279,800	364,900	411,000	452,400
	78	281,000	366,600	412,300	453,000
	79	282,300	368,300	413,600	453,500
	80	283,500	369,900	415,000	454,000
	81	284,700	371,400	416,300	454,500
	82	285,900	372,900	417,500	455,100
	83	287,100	374,400	418,500	455,600
	84	288,300	375,800	419,700	456,100
	85	289,500	376,900	420,900	456,600
	86	290,600	378,300	422,100	
	87	291,800	379,800	423,300	
	88	293,000	381,100	424,300	

89	294,200	382,400	425,400
90	295,300	383,700	426,400
91	296,500	384,900	427,500
92	297,700	386,200	428,500
93	298,600	387,500	429,400
94	299,600	388,600	430,200
95	300,700	389,900	431,000
96	301,900	391,100	431,800
97	302,900	392,500	432,600
98	304,000	393,500	433,000
99	305,000	394,600	433,400
100	306,100	395,700	433,800
101	307,000	396,600	434,200
102	308,100	397,600	434,500
103	309,200	398,700	434,800
104	310,200	399,800	435,100
105	310,800	400,500	435,400
106	311,700	401,400	435,700
107	312,500	402,300	436,000
108	313,300	403,200	436,200
109	314,200	404,000	436,400
110	314,700	404,900	
111	315,100	405,700	
112	315,600	406,500	
113	316,200	407,100	
114	316,600	407,800	
115	317,100	408,500	
116	317,600	409,200	
117	318,200	409,800	
118	318,700	410,300	
119	319,100	410,700	
120	319,600	411,100	
121	320,100	411,600	
122	320,500	411,900	
123	321,000	412,200	
124	321,500	412,400	
125	322,100	412,600	
126	322,400	412,900	
127	322,700	413,200	
128	323,000	413,400	
129	323,200	413,600	
130	323,500	413,900	
131	323,800	414,200	
132	324,100	414,400	
133	324,300	414,600	
134	324,500	414,900	
135	324,700	415,200	
136	325,000	415,400	

137	325,300	415,600			
138	325,500	415,900			
139	325,800	416,200			
140	326,100	416,400			
141	326,300	416,600			
142	326,500	416,900			
143	326,800	417,200			
144	327,000	417,400			
145	327,300	417,600			
146	327,500	417,900			
147	327,800	418,200			
148	328,100	418,400			
149	328,300	418,600			
150	328,500				
151	328,800				
152	329,100				
153	329,300				
再任用職員	234,300	274,800	303,700	332,000	416,600

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

## ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	154,600	170,600	259,800	289,100	408,000
	2	156,100	172,700	262,300	291,700	409,500
	3	157,600	174,800	264,600	294,600	411,000
	4	159,100	177,000	267,100	297,200	412,600
	5	160,800	179,000	269,700	299,800	414,000
	6	162,700	181,200	272,100	302,200	415,400
	7	164,500	183,400	274,300	304,600	416,900
	8	166,300	185,700	276,500	307,000	418,500
	9	168,100	188,000	278,900	309,500	419,900
	10	170,300	190,800	281,200	312,200	421,300
	11	172,300	193,500	283,700	315,000	422,700
	12	174,300	196,200	286,000	317,900	424,000
	13	176,300	199,100	288,400	320,500	425,300
	14	178,500	200,800	290,500	322,500	426,700
	15	180,700	202,500	292,500	324,600	428,200
	16	182,900	204,200	294,500	326,900	429,600
	17	185,200	206,000	296,700	329,200	430,800
	18	187,900	207,700	299,400	331,500	432,100
	19	190,400	209,400	301,900	333,800	433,300
	20	192,900	211,000	304,600	336,000	434,600
	21	195,400	212,800	307,100	338,300	435,700
	22	197,100	214,700	309,700	340,500	436,900
	23	198,800	216,600	312,100	342,800	438,200
	24	200,500	218,600	314,900	345,100	439,500
	25	202,100	220,300	317,500	347,200	440,800
	26	203,700	222,300	319,800	349,000	442,000
	27	205,300	224,300	322,200	350,900	443,000
	28	206,800	226,300	324,500	352,800	444,200
	29	208,500	228,200	326,800	354,700	445,400
	30	210,200	230,900	328,800	356,500	446,200
	31	211,900	233,600	331,100	358,200	447,000
	32	213,600	236,400	333,300	360,100	447,900
	33	215,100	239,000	335,400	361,800	448,800
	34	216,800	241,800	337,500	363,600	449,300
	35	218,600	244,400	339,600	365,300	449,800
	36	220,300	247,100	341,600	367,100	450,300
	37	221,800	249,600	343,700	369,000	450,800
	38	223,500	252,200	345,600	370,500	451,300
	39	225,200	254,700	347,700	372,100	451,800
	40	226,900	257,100	349,600	373,700	452,300

	41	228,500	259,800	351,500	375,000	452,800
	42	230,200	262,200	353,300	376,400	
	43	231,800	264,400	355,100	377,800	
	44	233,400	266,700	356,800	379,400	
	45	235,200	268,900	358,600	380,900	
	46	236,700	271,100	360,300	382,500	
	47	238,100	273,300	361,900	384,100	
	48	239,500	275,400	363,600	385,600	
	49	240,900	277,700	365,000	387,000	
	50	242,300	279,700	366,500	388,500	
	51	243,800	281,700	368,100	390,000	
	52	245,000	283,800	369,700	391,400	
	53	246,200	285,700	371,200	392,600	
	54	247,600	288,200	372,700	393,900	
	55	248,900	290,500	374,200	395,000	
	56	250,200	293,000	375,700	396,200	
	57	251,500	295,200	377,200	397,600	
	58	252,700	297,700	378,600	398,800	
	59	253,800	300,200	380,100	400,000	
	60	255,000	302,900	381,400	401,300	
	61	256,400	305,300	382,300	402,500	
	62	257,700	307,700	383,500	403,500	
	63	258,900	310,200	384,700	404,900	
	64	259,900	312,600	385,800	406,200	
	65	260,900	315,100	386,700	407,400	
	66	262,300	317,300	387,900	408,500	
	67	263,800	319,400	388,900	409,700	
	68	265,300	321,600	390,000	410,800	
	69	267,000	323,900	391,200	411,900	
	70	268,500	326,000	392,200	413,100	
	71	270,000	328,200	393,300	414,300	
	72	271,500	330,200	394,500	415,500	
	73	272,700	332,500	395,600	416,100	
	74	273,900	334,600	396,700	416,900	
	75	275,200	336,800	397,800	417,600	
	76	276,500	339,000	398,900	418,100	
	77	277,900	340,800	399,800	418,400	
	78	279,000	342,700	400,700	418,800	
再任	79	280,200	344,600	401,700	419,200	
用職	80	281,400	346,400	402,700	419,600	
員以	81	282,800	348,300	403,500	419,900	
外の	82	283,700	350,100	404,300	420,300	
職員	83	284,900	351,800	405,000	420,700	
	84	286,100	353,600	405,800	421,000	
	85	287,100	355,000	406,500	421,300	
	86	288,000	356,600	407,300	421,700	
	87	289,000	358,100	408,000	422,100	
	88	290,000	359,600	408,700	422,400	

89	291,100	361,000	409,300	422,700
90	292,000	362,300	410,000	423,000
91	292,900	363,800	410,500	423,300
92	293,800	365,200	411,300	423,500
93	294,300	366,700	411,700	423,700
94	295,000	368,000	412,100	424,000
95	295,700	369,300	412,400	424,300
96	296,500	370,500	412,700	424,500
97	297,300	371,500	413,000	424,700
98	298,100	372,500	413,300	425,000
99	299,000	373,500	413,600	425,300
100	299,700	374,500	413,800	425,500
101	300,600	375,400	414,000	425,700
102	301,100	376,400	414,300	
103	301,600	377,400	414,600	
104	302,100	378,400	414,800	
105	302,300	379,300	415,000	
106	302,700	380,200	415,300	
107	303,000	381,100	415,600	
108	303,200	382,100	415,800	
109	303,400	382,900	416,000	
110	303,600	383,900	416,300	
111	303,900	384,900	416,600	
112	304,200	385,900	416,800	
113	304,400	386,500	417,000	
114	304,600	387,400	417,300	
115	304,800	388,300	417,600	
116	305,100	389,200	417,800	
117	305,400	390,000	418,000	
118	305,700	390,700		
119	306,000	391,500		
120	306,300	392,300		
121	306,400	392,900		
122	306,600	393,700		
123	306,900	394,400		
124	307,200	395,200		
125	307,400	395,800		
126		396,500		
127		397,000		
128		397,600		
129		398,300		
130		398,900		
131		399,400		
132		399,900		
133		400,200		
134		400,500		
135		400,800		
136		401,100		

137			401,400			
138			401,700			
139			402,000			
140			402,300			
141			402,600			
142			402,900			
143			403,200			
144			403,500			
145			403,700			
146			404,000			
147			404,300			
148			404,500			
149			404,700			
150			405,000			
151			405,300			
152			405,500			
153			405,700			
154			406,000			
155			406,300			
156			406,500			
157			406,700			
158			407,000			
159			407,300			
160			407,500			
161			407,700			
再任用職員		225,400	271,600	298,800	325,200	406,500

備考(一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## 別表第四（第四条関係）

## 研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	141,100	191,000	278,100	330,500	389,500
	2	142,200	193,600	280,500	332,800	392,400
	3	143,400	196,000	283,000	335,000	395,300
	4	144,500	198,400	285,500	337,100	398,100
	5	145,600	200,900	287,800	339,000	400,400
	6	146,900	203,300	290,000	341,100	403,100
	7	148,200	205,600	292,100	343,200	405,800
	8	149,500	207,800	294,100	345,300	408,500
	9	150,600	209,900	296,300	347,300	411,100
	10	152,300	212,200	299,100	349,300	413,800
	11	154,000	214,600	301,700	351,400	416,500
	12	155,600	216,900	304,500	353,400	419,300
	13	157,100	219,200	306,900	355,500	421,900
	14	159,000	221,600	309,500	357,400	424,600
	15	160,900	224,000	312,100	359,300	427,500
	16	162,900	226,400	315,000	361,200	430,200
	17	164,700	228,700	317,600	363,200	432,700
	18	166,900	231,500	319,800	365,100	435,300
	19	169,100	234,500	322,000	367,000	437,800
	20	171,300	237,400	324,200	369,000	440,400
	21	173,500	239,900	326,500	370,600	442,900
	22	175,900	242,600	328,500	372,600	445,600
	23	178,200	245,100	330,500	374,500	448,200
	24	180,500	247,800	332,700	376,400	450,700
	25	182,600	250,600	334,800	378,000	452,900
	26	184,800	253,000	336,700	379,800	455,200
	27	187,000	255,300	338,500	381,700	457,700
	28	189,100	257,600	340,400	383,600	460,300
	29	191,100	260,300	342,400	385,400	462,800
	30	192,900	262,500	344,100	387,300	465,300
	31	194,700	264,400	345,700	389,200	467,800
	32	196,400	266,600	347,500	391,100	470,300
	33	198,200	268,500	348,900	392,700	472,600
	34	200,100	270,500	350,300	394,500	475,000
	35	202,100	272,600	351,800	396,200	477,500
	36	204,000	274,600	353,300	398,000	480,000

	37	205,700	276,500	354,600	399,200	482,400
	38	207,600	278,000	356,000	400,700	484,900
	39	209,500	279,400	357,400	402,100	487,300
	40	211,400	280,900	358,800	403,500	489,800
	41	213,300	282,400	359,700	404,900	492,200
	42	215,200	283,500	360,800	406,200	494,400
	43	217,100	284,500	362,000	407,700	496,600
	44	219,100	285,500	363,200	409,300	498,800
	45	220,800	286,300	364,400	410,700	500,500
	46	222,700	287,500	365,600	412,000	502,000
	47	224,500	288,800	366,900	413,600	503,600
	48	226,300	290,000	368,000	415,200	505,100
	49	228,000	291,400	369,100	416,500	506,800
	50	229,800	292,700	370,400	417,900	508,300
	51	231,500	293,800	371,700	419,400	509,700
	52	233,200	295,000	373,000	420,800	511,200
	53	234,800	296,200	373,700	422,200	512,300
	54	236,600	297,400	374,700	423,600	513,500
	55	238,300	298,800	375,600	425,000	514,700
	56	239,900	300,000	376,600	426,400	515,900
	57	241,400	301,100	377,400	427,600	516,800
	58	242,600	302,300	378,200	428,900	517,800
再任	59	243,700	303,500	378,900	430,300	518,800
用職	60	244,800	304,700	379,700	431,600	519,800
員以	61	246,000	305,700	380,300	432,400	520,900
外の	62	247,100	306,800	381,000	433,300	521,800
職員	63	248,100	307,900	381,900	434,300	522,500
	64	249,200	309,000	382,800	435,200	523,200
	65	250,500	310,000	383,400	436,100	524,000
	66	251,600	311,100	384,200	436,900	524,900
	67	252,700	312,200	385,000	437,500	525,700
	68	253,700	313,200	385,800	438,300	526,500
	69	254,700	314,300	386,400	438,700	527,200
	70	256,100	315,400	387,100	439,300	528,000
	71	257,600	316,500	387,800	439,800	528,800
	72	259,000	317,600	388,500	440,300	529,600
	73	260,400	318,400	389,200	440,800	530,300
	74	261,800	319,400	389,800		
	75	263,200	320,500	390,400		
	76	264,500	321,600	391,100		
	77	265,600	322,700	391,800		
	78	266,900	323,700	392,400		
	79	268,200	324,600	393,000		
	80	269,400	325,500	393,600		
	81	270,800	326,600	394,200		

82	272,100	327,400	394,800		
83	273,400	328,100	395,500		
84	274,600	328,900	396,100		
85	275,800	329,400	396,600		
86	276,900	329,900	397,100		
87	278,200	330,400	397,600		
88	279,400	331,000	398,300		
89	280,400	331,300	398,700		
90	281,600	331,800	399,200		
91	282,900	332,300	399,700		
92	284,100	332,800	400,400		
93	285,100	333,100	400,800		
94	286,100	333,500	401,300		
95	287,100	334,000	401,800		
96	288,100	334,500	402,500		
97	288,700	335,000	402,900		
98	289,600	335,500			
99	290,300	336,000			
100	291,200	336,500			
101	292,100	337,000			
102	292,800	337,500			
103	293,500	338,000			
104	294,200	338,500			
105	294,900	339,000			
106	295,400	339,400			
107	295,900	339,900			
108	296,400	340,300			
109	296,600	340,800			
110	297,000	341,200			
111	297,300	341,700			
112	297,600	342,100			
113	297,900	342,600			
114	298,200	343,000			
115	298,600	343,500			
116	298,900	343,900			
117	299,200	344,400			
118	299,600	344,800			
119	299,900	345,200			
120	300,300	345,600			
121	300,600	346,000			
再任用職員	217,600	259,100	284,100	326,700	385,600

備考 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第五（第四条関係）

## 医 療 職 給 料 表

## イ 医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	244,800	330,700	396,800	473,000
	2	247,300	333,700	399,700	475,300
	3	249,800	336,600	402,600	477,600
	4	252,400	339,700	405,500	479,900
	5	254,700	342,400	408,200	482,200
	6	258,500	345,700	410,900	484,400
	7	262,300	349,000	413,800	486,600
	8	266,200	352,100	416,600	488,800
	9	269,800	355,100	419,200	490,800
	10	273,800	358,100	421,900	493,000
	11	277,800	361,200	424,600	495,100
	12	281,800	364,500	427,400	497,200
	13	285,700	367,600	429,900	499,300
	14	289,700	371,200	432,400	501,400
	15	293,600	374,600	434,800	503,500
	16	297,500	378,300	437,300	505,600
	17	301,400	382,000	439,500	507,700
	18	305,000	384,700	441,900	509,800
	19	308,500	387,500	444,400	511,800
	20	312,100	390,300	446,800	513,800
	21	315,800	393,200	448,800	515,600
	22	319,500	395,900	451,200	517,400
	23	323,000	398,500	453,600	519,300
	24	326,700	401,100	455,900	521,200
	25	330,200	403,400	458,100	522,900
	26	333,100	405,700	460,500	524,800
	27	335,800	408,000	462,700	526,600
	28	338,400	410,300	465,000	528,400
	29	341,200	412,800	467,200	530,300
	30	343,500	414,900	469,500	532,100
	31	345,700	416,900	471,800	533,900
	32	348,200	419,000	474,000	535,700

再任 用職 員以 外の 職員	33	350,600	421,100	476,100	537,300
	34	353,000	423,100	478,200	539,100
	35	355,300	425,100	480,300	540,900
	36	357,800	427,100	482,400	542,700
	37	360,200	429,300	484,500	544,300
	38	362,600	431,300	486,300	545,900
	39	365,100	433,300	488,100	547,300
	40	367,500	435,300	489,900	548,900
	41	369,800	437,300	491,600	550,400
	42	371,200	439,100	493,500	551,800
	43	372,700	440,800	495,300	553,200
	44	374,200	442,600	497,100	554,500
	45	375,700	444,600	498,700	555,700
	46	377,100	446,400	500,400	556,800
	47	378,600	448,200	502,200	557,800
	48	380,200	449,900	504,000	558,800
	49	381,500	451,700	505,600	559,800
	50	382,500	453,400	506,900	560,700
	51	383,500	455,200	508,300	561,600
	52	384,500	457,000	509,600	562,500
	53	385,500	458,900	510,900	563,300
	54	386,400	460,200	512,200	564,200
	55	387,300	461,400	513,500	565,100
	56	388,200	462,600	514,800	566,000
	57	389,200	463,800	515,800	566,900
	58	390,100	464,800	516,600	567,800
	59	390,900	465,800	517,400	568,700
	60	391,700	466,800	518,200	569,400
	61	392,500	467,600	519,100	570,300
	62	393,000	468,300	519,900	571,200
	63	393,400	469,000	520,800	572,100
	64	393,900	469,700	521,600	573,100
	65	394,200	470,400	522,500	574,000
	66		471,100	523,400	
	67		471,800	524,200	
	68		472,500	525,100	
	69		473,000	526,000	
	70		473,700	526,800	
	71		474,400	527,700	
	72		475,100	528,600	

73			475,500	529,400	
74			476,200	530,300	
75			476,900	531,200	
76			477,600	531,900	
77			478,000	532,700	
78			478,600	533,600	
79			479,200	534,500	
80			479,700	535,400	
81			480,300	536,200	
82			480,800	537,100	
83			481,300	538,000	
84			481,800	538,900	
85			482,200	539,700	
86			482,800	540,700	
87			483,200	541,600	
88			483,700	542,500	
89			484,200	543,300	
90			484,800		
91			485,400		
92			485,800		
93			486,300		
94			486,900		
95			487,500		
96			488,100		
97			488,600		
再任用職員		296,800	339,500	394,200	467,700

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円						
	1	145,900	184,000	219,600	245,900	278,800	319,000	363,600
	2	147,300	185,700	221,200	247,300	280,800	321,200	366,200
	3	148,700	187,300	222,800	248,500	283,100	323,500	368,700
	4	150,100	188,900	224,400	250,000	285,300	325,700	371,300
	5	151,300	190,400	225,800	251,200	287,500	328,000	373,400
	6	153,100	192,000	227,400	252,400	289,600	330,000	375,900
	7	154,900	193,600	228,900	253,600	291,700	332,300	378,200
	8	156,600	195,100	230,500	254,900	293,900	334,500	380,800
	9	158,300	196,700	231,800	256,200	295,900	336,600	383,300
	10	160,000	198,400	233,300	257,200	298,100	338,800	386,000
	11	161,700	200,000	234,800	258,300	300,300	340,900	388,600
	12	163,500	201,800	236,100	259,300	302,500	343,100	391,300
	13	165,000	203,400	237,800	260,600	304,700	345,100	393,700
	14	166,900	205,000	239,200	262,200	306,700	347,200	396,100
	15	168,900	206,600	240,400	263,800	308,800	349,300	398,300
	16	170,900	208,200	241,800	265,300	310,800	351,300	400,700
	17	172,800	209,700	243,000	267,000	313,000	353,200	402,500
	18	174,700	211,300	244,200	268,800	315,100	355,200	404,500
	19	176,500	213,000	245,400	270,600	317,200	357,000	406,400
	20	178,400	214,700	246,700	272,500	319,300	358,900	408,200
	21	180,300	216,000	248,100	274,300	321,200	360,900	410,100
	22	181,800	217,500	249,100	276,100	323,200	362,900	412,000
	23	183,300	219,000	250,300	277,900	325,100	364,900	413,800
	24	184,800	220,500	251,400	279,700	327,100	366,800	415,700
	25	186,500	221,900	252,600	281,500	329,100	368,800	417,500
	26	188,000	223,300	254,100	283,500	331,100	370,700	419,000
	27	189,500	224,600	255,500	285,400	333,100	372,700	420,500
	28	190,900	225,900	257,000	287,200	335,100	374,700	422,100

	29	192,400	227,300	258,500	289,200	336,700	376,200	423,700
	30	193,700	228,700	260,200	291,100	338,500	378,000	425,000
	31	195,000	230,200	261,900	292,900	340,200	379,900	426,300
	32	196,300	231,600	263,600	294,800	342,000	381,500	427,600
	33	197,700	233,000	265,100	296,600	343,700	383,300	428,800
	34	199,100	234,400	267,000	298,400	345,500	384,700	430,100
	35	200,500	235,500	268,700	300,200	347,500	386,200	431,400
	36	202,000	236,800	270,500	302,000	349,300	387,800	432,600
	37	203,100	238,200	272,000	303,500	351,100	389,200	433,800
	38	204,400	239,500	273,700	305,200	352,800	390,400	434,600
	39	205,700	240,700	275,400	306,900	354,400	391,600	435,400
	40	207,000	242,000	277,100	308,500	356,100	392,700	436,200
	41	208,200	243,300	278,800	310,300	357,300	393,800	436,800
	42	209,400	244,600	280,400	312,000	358,400	395,000	437,500
	43	210,600	245,800	282,100	313,600	359,600	396,300	438,200
	44	211,800	246,900	283,900	315,400	360,800	397,400	438,900
	45	213,000	248,100	285,500	316,600	362,000	398,100	439,700
	46	214,100	249,500	287,200	318,000	362,900	398,800	440,500
	47	215,100	251,100	288,900	319,500	364,100	399,500	440,900
	48	216,200	252,600	290,500	321,100	365,200	400,200	441,600
	49	217,200	254,200	291,900	322,500	366,200	400,800	442,100
	50	218,300	255,600	293,500	323,800	367,200	401,400	442,500
	51	219,200	257,000	295,000	325,000	368,200	401,900	442,900
	52	220,200	258,400	296,600	326,300	369,200	402,300	443,300
	53	220,900	259,500	298,000	327,400	370,000	402,700	443,800
	54	221,800	260,900	299,600	328,400	370,800	403,000	444,200
	55	222,600	262,300	301,000	329,500	371,700	403,300	444,600
再任用職員以外の職員	56	223,600	263,700	302,500	330,500	372,600	403,600	444,900
	57	224,300	264,700	303,800	331,100	373,100	403,900	445,200
	58	225,200	266,000	305,000	332,000	373,900	404,200	445,600
	59	226,000	267,400	306,200	332,800	374,700	404,500	445,900
	60	226,800	268,700	307,600	333,700	375,500	404,800	446,200
	61	227,700	269,700	308,900	334,500	375,900	405,100	446,500
	62	228,600	270,900	310,100	334,800	376,600	405,400	
	63	229,500	272,200	311,400	335,400	377,300	405,700	
	64	230,600	273,500	312,600	336,100	378,000	406,000	

65	231,300	274,500	314,000	336,700	378,400	406,300
66	232,100	275,600	314,900	337,400	379,100	406,600
67	232,900	276,700	315,700	338,100	379,800	406,900
68	233,900	277,800	316,500	338,800	380,400	407,200
69	234,600	278,900	317,100	339,500	380,800	407,400
70	235,300	279,900	317,800	340,000	381,300	407,700
71	236,000	281,000	318,500	340,600	381,800	408,000
72	236,700	282,100	319,100	341,200	382,300	408,300
73	237,400	283,100	319,800	341,500	382,900	408,500
74	238,200	283,800	320,000	342,100	383,400	408,800
75	239,000	284,300	320,600	342,600	384,000	409,100
76	239,800	285,100	321,200	343,200	384,600	409,300
77	240,400	285,900	321,800	343,700	385,100	409,500
78	241,000	286,500	322,300	344,200	385,600	409,800
79	241,600	287,100	322,800	344,700	386,100	410,100
80	242,200	287,700	323,300	345,100	386,600	410,300
81	242,600	288,400	323,900	345,400	386,900	410,500
82	243,000	288,900	324,400	345,700	387,400	410,800
83	243,400	289,300	324,800	346,100	387,800	411,100
84	243,800	289,700	325,300	346,400	388,200	411,400
85	244,200	289,900	325,800	347,000	388,600	411,600
86		290,100	326,200	347,300	389,100	
87		290,300	326,400	347,600	389,500	
88		290,500	326,800	347,900	389,900	
89		290,900	327,200	348,300	390,300	
90		291,100	327,600	348,600	390,800	
91		291,300	328,000	349,000	391,200	
92		291,500	328,400	349,300	391,600	
93		291,900	328,700	349,700	392,000	
94		292,100	328,900	350,000		
95		292,300	329,300	350,300		
96		292,600	329,600	350,600		
97		293,000	329,800	350,900		
98		293,300	330,100	351,300		
99		293,500	330,400	351,700		
100		293,800	330,800	352,100		

	101		294,100	331,000	352,600			
	102		294,300	331,300	353,000			
	103		294,500	331,700	353,400			
	104		294,800	331,900	353,800			
	105		295,100	332,000	354,300			
	106			332,300				
	107			332,700				
	108			332,900				
	109			333,100				
	110			333,500				
	111			333,900				
	112			334,300				
	113			334,500				
再任用職員		188,700	215,400	243,800	257,300	282,700	315,900	357,800

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ハ 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円
	1	159,400	187,100	235,800	258,900	284,800	330,200
	2	160,800	189,200	237,600	259,900	286,600	332,400
	3	162,300	191,300	239,400	260,800	288,500	334,500
	4	163,700	193,300	241,200	261,900	290,500	336,700
	5	165,200	195,400	242,600	262,800	292,300	338,900
	6	166,700	197,700	243,900	263,800	294,100	341,000
	7	168,200	200,000	245,100	264,600	296,000	343,200
	8	169,800	202,400	246,400	265,700	297,900	345,300
	9	171,100	204,800	247,500	266,900	299,900	347,100
	10	172,800	206,200	248,600	267,700	301,800	349,100
	11	174,400	207,600	249,500	268,900	303,600	351,000
	12	176,000	209,000	250,600	270,100	305,500	353,000
	13	177,500	210,400	251,900	271,400	307,200	355,000
	14	179,500	211,900	253,000	272,800	308,900	357,100
	15	181,500	213,400	253,800	274,000	310,700	359,200
	16	183,500	214,600	254,800	275,500	312,500	361,200
	17	185,800	216,000	255,700	276,900	314,500	363,300
	18	187,900	217,500	256,600	278,300	316,100	365,300
	19	190,000	219,100	257,600	279,600	317,800	367,400
	20	192,100	220,600	258,600	281,100	319,500	369,500
	21	194,200	222,000	259,500	282,800	321,000	371,200
	22	196,400	223,700	260,500	284,400	322,500	373,300
	23	198,600	225,400	261,500	285,900	324,100	375,400
	24	200,800	227,100	262,500	287,400	325,600	377,400
	25	202,900	228,500	263,700	288,700	327,300	379,500
	26	204,200	230,200	265,100	290,500	328,700	381,100
	27	205,500	231,900	266,400	292,300	330,200	383,000
	28	206,800	233,600	267,800	294,000	331,900	384,900
	29	208,000	235,300	269,100	295,600	333,300	386,700
	30	209,200	236,700	270,600	297,300	334,800	388,400
	31	210,500	238,000	272,200	299,000	336,200	390,300
	32	211,700	239,200	273,700	300,700	337,700	392,100
	33	213,000	240,500	275,300	302,200	339,300	393,800
	34	214,300	241,600	276,800	303,700	340,800	395,600
	35	215,600	242,500	278,100	305,300	342,400	397,400
	36	216,900	243,600	279,500	306,900	343,900	399,100
	37	218,400	244,700	281,100	308,400	345,600	400,700
	38	219,800	245,800	282,600	309,800	347,300	402,400

	39	221,200	246,700	284,100	311,400	348,800	404,200
	40	222,600	247,800	285,500	313,000	350,400	406,000
	41	223,600	248,600	287,100	314,700	351,600	407,500
	42	225,000	249,500	288,700	316,100	353,100	409,000
	43	226,400	250,500	290,200	317,500	354,600	410,500
	44	227,800	251,500	291,800	319,000	356,000	411,900
	45	229,000	252,400	293,200	320,100	357,600	413,000
	46	230,400	253,400	294,600	321,500	358,600	414,100
	47	231,700	254,400	296,100	322,900	360,100	415,200
	48	233,000	255,400	297,600	324,400	361,400	416,400
	49	234,200	256,400	299,000	325,500	362,900	417,700
	50	235,300	257,600	300,300	326,900	364,300	418,800
	51	236,300	258,800	301,700	328,200	365,600	420,000
	52	237,400	260,100	303,100	329,500	367,000	421,100
	53	238,500	261,300	304,600	331,000	368,500	422,300
	54	239,600	262,800	305,900	332,400	369,700	423,300
	55	240,600	264,200	307,300	333,800	370,800	424,400
	56	241,600	265,700	308,700	335,100	372,000	425,500
	57	242,600	267,400	309,800	336,000	373,100	426,600
	58	243,600	269,000	311,000	337,300	374,000	427,100
	59	244,400	270,500	312,200	338,500	375,000	427,800
	60	245,400	272,100	313,600	339,800	376,000	428,200
	61	246,400	273,500	314,800	340,900	376,600	428,800
	62	247,400	275,000	316,100	341,800	377,400	429,300
	63	248,300	276,500	317,400	343,000	378,200	429,700
	64	249,300	277,900	318,600	344,300	379,100	430,200
	65	250,300	279,500	319,900	345,400	379,800	430,800
	66	251,300	281,000	321,200	346,600	380,500	431,200
	67	252,400	282,600	322,500	347,900	381,300	431,500
	68	253,400	284,100	323,800	349,000	382,000	431,800
	69	254,300	285,300	324,500	350,000	382,600	432,200
	70	255,400	286,800	325,600	351,000	383,200	
	71	256,600	288,300	326,700	352,100	383,900	
	72	257,800	289,700	327,600	353,200	384,500	
	73	259,200	290,900	328,900	354,000	385,200	
	74	260,500	292,300	329,600	355,100	385,700	
	75	261,800	293,700	330,800	356,200	386,300	
	76	263,100	295,000	332,000	357,300	386,800	
	77	264,100	296,500	333,100	358,000	387,200	
	78	265,200	297,800	334,300	358,800	387,800	
	79	266,600	299,100	335,400	359,600	388,300	
	80	267,900	300,400	336,600	360,300	388,600	
	81	269,000	301,200	337,700	360,900	388,900	
	82	270,000	302,400	338,800	361,400	389,400	
	83	271,100	303,500	339,800	362,000	389,800	
再任 用職	84	272,200	304,700	340,900	362,500	390,100	

員以	85	273,100	305,800	341,800	363,200	390,400
外の	86	274,000	307,000	342,800	363,700	390,900
職員	87	275,100	308,200	343,700	364,300	391,400
	88	276,200	309,300	344,700	364,800	391,800
	89	277,200	310,600	345,700	365,200	392,100
	90	278,100	311,800	346,500	365,600	392,500
	91	279,100	313,000	347,400	366,200	393,000
	92	280,100	314,200	348,200	366,700	393,400
	93	281,100	315,100	348,800	367,000	393,800
	94	282,100	315,800	349,400	367,500	394,200
	95	283,100	316,500	350,100	367,900	394,700
	96	284,100	317,100	350,700	368,200	395,100
	97	285,000	317,800	351,100	368,800	395,500
	98	285,800	318,100	351,500	369,300	395,900
	99	286,400	318,700	352,000	369,800	396,400
	100	287,300	319,400	352,400	370,300	396,800
	101	288,100	319,800	352,900	370,900	397,200
	102	288,900	320,400	353,300	371,400	
	103	289,700	321,000	353,800	371,900	
	104	290,500	321,600	354,200	372,300	
	105	291,200	322,000	354,500	372,900	
	106	291,700	322,500	355,000	373,400	
	107	292,200	323,000	355,400	373,900	
	108	292,700	323,500	355,700	374,400	
	109	292,900	323,900	356,200	375,000	
	110	293,200	324,300	356,700	375,400	
	111	293,400	324,600	357,200	375,900	
	112	293,800	324,900	357,700	376,400	
	113	294,100	325,300	358,200	377,000	
	114	294,300	325,700	358,700		
	115	294,700	326,100	359,200		
	116	295,000	326,400	359,600		
	117	295,300	326,600	360,000		
	118	295,600	326,900	360,400		
	119	295,900	327,300	360,900		
	120	296,300	327,500	361,400		
	121	296,600	327,700	361,800		
	122	297,000	328,000	362,300		
	123	297,300	328,300	362,900		
	124	297,700	328,600	363,400		
	125	297,900	328,800	363,700		
	126	298,100	329,100			
	127	298,500	329,500			
	128	298,900	329,700			
	129	299,100	329,800			
	130	299,400	330,100			
	131	299,800	330,500			

132	300,200	330,800				
133	300,400	331,100				
134	300,700	331,500				
135	301,100	331,900				
136	301,400	332,300				
137	301,600	332,600				
138	301,900	333,000				
139	302,300	333,400				
140	302,600	333,800				
141	302,800	334,100				
142	303,200	334,500				
143	303,600	334,800				
144	303,900	335,200				
145	304,000	335,500				
146	304,300	335,900				
147	304,600	336,300				
148	305,000	336,700				
149	305,200	337,000				
150	305,400	337,400				
151	305,700	337,800				
152	306,000	338,200				
153	306,400	338,500				
154	306,600					
155	306,800					
156	307,100					
157	307,400					
158	307,700					
159	308,000					
160	308,300					
161	308,700					
162	309,000					
163	309,300					
164	309,600					
165	310,000					
166	310,300					
167	310,600					
168	310,900					
169	311,300					
再任用職員	235,400	255,800	263,000	273,300	289,700	327,000

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項中「第三号」の下に「に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内、第四号」を加え、「第一号及び第二号」を「(第一号から第三号まで)」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額三万五千元

第十一条の二第二項の表一級地の項中 「百分の十八・五」を

「百分の二十」に改め、同表二級地の項中

「百分の十五・五」を 「百分の十六」に改め、同表三級地

の項中 「百分の十四」を 「百分の十五」に改める。

第十一条の三中「百分の十五・五」を「百分の十六」に改める。

第十一条の五第一項中「いう。以下」を「いい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下」に改め、同項第一号中「割合」を「割合をいい、異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合をいう。」に改める。

第二十条第二項第一号中「百分の九十」を「百分の八十」に、「百分の百十」を「百分の百」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の三十七・五」に、「百分の五十二・五」を「百分の四十七・五」に改める。

附則第三十二項中「百分の〇・六三」を「百分の〇・五六」に、「百分の〇・七七」を「百分の〇・七」に、「百分の九十」を「百分の八十」に、「百分の百十」を「百分の百」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年宮城県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

号 俸	給 料 月 額
	円
1	373,300
2	421,600
3	473,900
4	535,300
5	610,800
6	713,400
7	834,200

第五条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改める。

第四条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「六月に支給する場合には百分の百四十五、十二月に支給する場合には百分の百七十」を「百分の百五十七・五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十五年宮城県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号 俸	給 料 月 額
	円
1	395,500
2	455,800
3	518,200
4	598,700
5	696,300
6	794,900

第五条第二項の表を次のように改める。

号 俸	給 料 月 額
	円
1	329,000
2	365,300
3	393,400

第六条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改める。

第六条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「六月に支給する場合においては百分の百四十五、十二月に支給する場合においては百分の百七十」を「百分の百五十七・五」に改める。

(職員の給与に関する条例等の一部改正)

第七条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十六年宮城県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五項(見出しを含む)中「平成三十年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例中第一条、第三条、第五条、第七条及び次項から附則第六項までの規定は公布の日から、第二条、第四条及び第六条の規定は平成二十八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)の規定(第二十条及び附則第三十二項の規定を除く)、第三条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「新任期付職員条例」という。)の規定、第五条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「新任期付職員条例」という。)の規定、第七条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(以下「新一部改正条例」という。) 附則第五項の規定は平成二十七年四月一日から、新給与条例第二十条及び附則第三十二項の規定は同年十二月一日から適用する。

(一部適用日前の異動者の号俸の調整)

3 平成二十七年四月一日(以下「一部適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の一部適用日における号俸については、その者が一部適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員の給与に関する条例附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される職員の給与の特例)

4 職員の給与に関する条例附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される職員で、新給与条例の規定を適用した場合において、一部適用日から第一条の規定の施行の日の前日までの期間にその者に支給されることとなる給料又は地域手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当若しくは農林漁業普及指導手当の額が第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定により当該期間に支給された給料又はそのいずれかの手当の額に

達しないこととなる職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員には、人事委員会の定めるところにより、その差額に相当する額を当該期間の給料又はそのいずれかの手当として支給する。

(給与の内払)

5 新給与条例、新任期付職員条例、新任期付研究員条例又は新一部改正条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第三条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例、第五条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例又は第七条の規定による改正前の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ新給与条例、新任期付職員条例又は新任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

6 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

行政不服審査会条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十五号

行政不服審査会条例

(設置)

第一条 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第八十一条第一項の規定に基づく知事の附属機関として、宮城県行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織等)

第二条 審査会は、委員六人以内で組織する。

2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に關して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。  
(委員の身分保障)

第三条 委員は、審査会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(専門委員)

第四条 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委員等の服務)

第五条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員及び専門委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第六条 審査会に、会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第七条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第八条 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 前二条の規定は、部会について準用する。

4 審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。

(罰則)

第十条 第五条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則  
(施行期日)

1 この条例は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

宮城県行政不服審査会の委員及び専門委員	出席一回につき	一一、六〇〇円	六	級
---------------------	---------	---------	---	---

個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十六号

個人情報保護条例の一部を改正する条例

個人情報保護条例(平成八年宮城県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二十三条第三項中「意見書(」の下に「第三十七条第一項第二号及び」を加える。

第三章第四節の節名を次のように改める。

第四節 審査請求

第三十六条の二の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(審理員に関する規定の適用除外)

第三十六条の三 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九條第一項本文の規定は、適用しない。

第三十七条第一項中「訂正決定等又は利用停止決定等」を「訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為」に、「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、「当該不服申立てが不適法であり、却下する」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
- 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする

場合（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

- 三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合
- 四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合

第三十八条第一号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の下に「（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人という。以下同じ。）」を加え、同条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第三十九条中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第四十条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定又は裁決を」を「裁決を」に改め、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第二号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報開示の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第五十一条第五項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第五十二条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第五十三条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第五十四条の見出し中「閲覧等」を「写しの送付等」に改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項の規定による」を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の下に「（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）」を加え、「それらの写し」を「当該意見書若しくは資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 審査会は、第一項の規定による送付をし、又は閲覧等をさせようとするときは、当該送付又は閲覧等に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第五十四条に第一項として次の一項を加える。

審査会は、第五十一条第四項若しくは第五項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項

を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

第五十六条第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた個人情報保護条例に基づく実施機関（同条例第二条第二号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の処分又は施行日前にされた同条例に基づく申請に係る実施機関の不作为に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十七号

情報公開条例の一部を改正する条例

情報公開条例（平成十一年宮城県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「いう。次項において」を「いう。以下」に改める。

第十二条第三項中「意見書（）」の下に「第十四条第一項第二号及び」を加える。

第十三条第二項中「第三十条第一項」を「第三十条第二項」に改める。

第十三条の二の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十一年法律第六十号）」による異議申立て」を「審査請求」に改める。

第十三条の三の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法による異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（審理員に関する規定の適用除外）

第十三条の四 開示決定等又は開示請求に係る不作为に係る審査請求については、行政不服審査法

（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項本文の規定は、適用しない。

第十四条第一項中「開示決定等」の下に「又は開示請求に係る不作为」を加え、「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削

る。

り、「当該不服申立てが不適法であるためにこれを却下するとき」を「次の各号のいずれかに該当する場合」に改め、同項に次の各号を加える。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第十五条第一号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の下に「（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る行政文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第十六条中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第十七条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定又は裁決を」を「裁決を」に改め、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第二号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等」に改め、「開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。」を「決定又は」を削る。

第二十二條第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二十七條第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第二十八條第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第二十九條中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第三十條の見出し中「閲覧等」を「写しの送付等」に改め、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の下に「（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）」を加え、「それらの写し」を「当該意見書若しくは資料の写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 審査会は、第一項の規定による送付をし、又は閲覧等をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第三十條に第一項として次の一項を加える。

審査会は、第二十七條第三項若しくは第四項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があつ

たときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

第三十一條の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第三十二條中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた情報公開条例に基づく実施機関（同条例第二条第一項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の処分又は施行日前にされた同条例に基づく申請に係る実施機関の不作为に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十八号

東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例

東日本大震災復興交付金基金条例（平成二十四年宮城県条例第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

総合運動場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十九号

総合運動場条例の一部を改正する条例

総合運動場条例（昭和五十六年宮城県条例第二号）の一部を次のように改正する。



規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認を申請する者	申請するとき	千四百円
十四の二十三 風適法第三十一条の二十三の規定に基づく許可証の書換えを申請する者	申請するとき	一万三千円(当該認定の申請をする者が同時に他の風適法第三十一条の二十三において準用する風適法第十条の二第一項の規定に基づく認定の申請をする場合における当該他の風適法第三十一条の二十三において準用する同項の規定に基づく認定の申請にあつては、一万円)
十四の二十四 風適法第三十一条の二十三において準用する風適法第十条の二第一項の規定に基づく特別特定遊興飲食店営業者の認定を申請する者	申請するとき	千五百円
十四の二十五 風適法第三十一条の二十三項の規定に基づく認定証の再交付を申請する者	申請するとき	講習一時間につき六百五十円
十四の二十六 風適法第三十一条の二十三項の規定に基づく営業所の管理者に対する講習を受けようとする者	受講を申請するとき	

附 則

この条例中第一条の規定は平成二十八年三月二十三日から、第二条の規定は同年六月二十三日から施行する。

地方活力向上地域内における県税の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九十一号

地方活力向上地域における県税の特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地域再生法(平成十七年法律第二十四号。以下「法」という。)第八条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第五条第四項第四号に規定する地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業税の不均一課税)

第二条 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令(平成二十七年総務省令第七十三号。以下「省令」という。)第一条に規定する公示日(以下「公示日」という。)から平成三十年三

月三十一日までの間(以下「対象期間」という。)に、法第十七条の二第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者(同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。)であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで(同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、省令第二条第一号に規定する特別償却設備(以下単に「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三箇年の間の各年又は各事業年度の所得又は収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該特別償却設備に係るものとして省令第三条に規定するところにより計算した額に対して課する事業税の税率は、宮城県条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)第四十一条(同条例附則第十条の二の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第四十七条並びに附則第十条の二(同条例附則第十条の二の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める税率とする。

一 第一年(当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年をいう。次号において同じ。)又は

は第一事業年度(当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して一年以内に終了する各事業年度をいう。) 宮城県条例第四十七条又は第四十一条若しくは附則第十条の二若しくは第十条の二に規定する税率に二分の一を乗じて得た率

二 第二年(第一年の翌年をいう。次号において同じ。)又は第二事業年度(当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して一年を経過した日以後一年以内に終了する各事業年度をいう。) 宮城県条例第四十七条又は第四十一条若しくは附則第十条の二若しくは第十条の二に規定する税率に四分の三を乗じて得た率

三 第三年(第二年の翌年をいう。)又は第三事業年度(当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して二年を経過した日以後一年以内に終了する各事業年度をいう。) 宮城県条例第四十七条又は第四十一条若しくは附則第十条の二若しくは第十条の二に規定する税率に八分の七を乗じて得た率

(不動産取得税の不均一課税)

第三条 対象期間内に、省令第二条第二号に規定する特別償却設備設置者について、当該特別償却設備設置者が新設し、又は増設した特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当

該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。) に対して課する不動産取得税の税率は、宮城県県税条例第五十四条及び附則第十条の八の規定にかかわらず、百分の〇・四とする。

(不均一課税の申請)

第四条 前二条の規定により県税の不均一課税の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要と認める書類を添付して、事業税又は不動産取得税に関する申告期限までに県税事務所に提出しなければならない。

一 不均一課税の適用を受けようとする者の氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地)

二 不均一課税の適用を受けようとする税目及び年度

三 新設し、又は増設した特別償却設備の概要

四 その他知事が必要と認める事項

(不均一課税の措置)

第五条 県税事務所長は、前条の申請書を受理したときは、審査の上、不均一課税の処分を決定し、その旨を県税の不均一課税の適用を受けようとする者に通知しなければならない。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成二十七年十月二日から適用する。ただし、第四条第一号(個人番号又は法人番号に係る部分に限る。)の規定は、平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定により県税の不均一課税の適用を受けようとする者に係る第四条の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合には、同条の規定による申請書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して三十日以内とする。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の

整備等に関する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九十二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条

例の整備等に関する条例

(宮城県県税条例の一部改正)

第一条 宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第一号中「及び」を「、」に改め、「名称」の下に「及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

第十四条の二第二項第一号中「及び氏名」を「、氏名及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名)」に改める。

第十五条第一号中「及び」を「、」に改め、「名称」の下に「及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称)」を加える。

第十五条の二第一項第一号及び第二項第一号中「及び所在地」を「、所在地及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、名称及び所在地)」に改める。

第三十二条の三第一項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 利子等の支払又はその取扱いをする者の名称、住所及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、名称及び住所)

第五十条第一項第二号を次のように改める。  
二 事業を行う者の氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称)並びに法人の場合にあつては、代表者の氏名

第五十三条の二第五項第一号及び第五十七条第一項第一号中「及び」を「、」に改め、「名称」の下に「及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」を加える。

第六十条第一項中「第三十九条の二の三第一項」を「第三十九条の二の四第一項」に改め、同条第五項第一号及び第十項第一号中「及び」を「、」に改め、「名称」の下に「及び個人番号又は法人

番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）を加える。

第六十一条第二項第一号、第七十三条第二項第一号及び第百二条の八第三項第一号中「及び」を「、」に改め、「名称」の下に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」を加える。

第百二条の十四第一項第一号中「名称」の下に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称）」を加える。

第百十八条第一項第一号中「及び」を「、」に改め、「名称」の下に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」を加える。

附則第十一条の二第二項第一号中「及び」を「、」に改め、「名称」の下に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」を加える。

附則第十二条第六項第五号中「附則第四条の四第十項」を「附則第五条の二第十項」に改める。

附則第十二条第六項第五号中「附則第四条の四第十項」を「附則第五条の二第十項」に改める。

第二条 県税減免条例（昭和三十五年宮城県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「第六条第二項第二号」を「第六条第二項」に改め、「基づく」の下に「農地等の利用の最適化の推進のために行う」を加える。

第九条第一項第一号中「及び」を「、」に改め、「名称」の下に「及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号））第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」を加え、同条第二項第一号及び第三項第一号中「及び」を「、」に改め、「名称」の下に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」を加え、同条第五項第一号中「住所」の下に「（自動車税のうち普通徴収の方法によって徴収されるものの減免を受けようとする場合にあつては、氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」を加え、同条第七項第一号及び第八項第一号中「及び」を「、」に改め、「名称」の下に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」を加える。

附則第二十九項第一号中「及び」を「、」に改め、「名称」の下に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」を加える。

（過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正）

第三条 過疎地域における県税の課税免除に関する条例（昭和四十五年宮城県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「及び」を「、」に改め、「名称」の下に「及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号））第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」を加え、同条第二項第一号中「及び氏名」を「、氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）」に改める。

（離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正）

第四条 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（平成六年宮城県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「及び」を「、」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号））第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地）」を加え、同条第二項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改め、同条第三項第一号中「及び」を「、」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地）」を加える。

（特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例の一部改正）

第五条 特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例（平成十三年宮城県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「所在地」の下に「、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号））第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項第一号中「所在地」の下に「、法人番号」を加え、同条第三項第一号中「所在地」の下に「、法人番号（普通徴収の方法によって徴収される自動車税の免除を受けようとする場合に限る。）」を加える。

（原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部改正）

第六条 原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例（平成十四年宮城県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

（原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部改正）

（原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部改正）

（原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部改正）

（原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部改正）

（原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部改正）

第五条第一号中「及び」を「、」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地）」を加える。

（産業廃棄物税条例の一部改正）

第七条 産業廃棄物税条例（平成十六年宮城県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「及び」を「、」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地）」を加える。

第十五条第一項第一号中「及び」を「、」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地）」を加える。

（企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例の一部改正）

第八条 企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例（平成十九年宮城県条例第百号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「及び所在地」を「、所在地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、名称及び所在地）」に改める。

（復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部改正）

第九条 復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例（平成二十四年宮城県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「及び」を「、」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地）」を加える。

（核燃料税条例の一部改正）

第十条 核燃料税条例（平成二十四年宮城県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「及び所在地」を「、所在地及び法人番号（行政手続における特定の個人

を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中第六十条第一項並びに附則第十一条の二第二項及び第十二条第六項第五号の改正規定 公布の日

二 第二条中第六条第四号の改正規定 平成二十八年四月一日

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九十三号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成十一年宮城県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表二十の三の項を削り、同表二十六の項中「富谷町」の下に「美里町」を加え、同表三十の三の項中「塩竈市」の下に「白石市」を、「大和町」の下に「富谷町」を加え、同表三十二の項の次に次のように加える。

三十二の二 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号。以下この項において「法」という。）及び地方拠点都市地域における都市計画法の特例等に関する省令（平成四年建設省令第十号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	美里町
イ 法第二十一条第一項及び第五項から第七項までの規定による許可等	
ロ 法第二十二条第一項から第五項までの規定による土地の買取り等	
ハ 省令第二条の規定による揭示	

第二条の表三十三の項中「富谷町」の下に「美里町」を加え、同表三十四の五の項中「川崎町」の下に「丸森町」を加え、同表三十四の六の項中「山元町」の下に「大衡村」を加え、同表三十四の八の項中ハを削り、ニをハとし、ホからルまでをニからヌまでとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の表三十四の八の項の改正規

定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則(以下「法令等」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

申請等の受理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十七年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九十四号

申請等の受理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
申請等の受理の特例に関する条例(平成十二年宮城県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。  
第二条の表八の項を次のように改める。

八 歯科技工士法(昭和三十年法律第六十八号)第六条第三項の規定による届出	仙台市
--------------------------------------	-----

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九十五号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例(平成十四年宮城県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。  
別表第二に次の一号を加える。

三十五 療育手帳の交付に関する事務であつて別に規則で定めるもの  
別表第三教育委員会の項の次に次のように加える。

選挙管理委員会	公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)による立候補の届出に関する事務であつて別に規則で定めるもの
	公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)による選挙長等の氏名等の告示に関する事務であつて別に規則で定めるもの

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九十六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
住民基本台帳法施行条例の一部改正

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第一条 住民基本台帳法施行条例(平成十四年宮城県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。  
第三条中「個人番号」の下に「及び同条第十三号に規定する住民票コード(以下「住民票コード」という。)」を、「以下」の下に「この条において」を加える。

第五条中「第三十条の十五第二項」を「第三十条の十五第二項第二号」に改める。

第六条中「第三十条の十五第二項」を「第三十条の十五第二項第二号」に改め、「よる都道府県知事保存本人確認情報」の下に「(住民票コードを除く。以下同じ。)」を加える。

別表第一事務処理の特例に関する条例(平成十一年宮城県条例第五十四号)第二条の表三十四の二の項の下欄に掲げる市町村の長の項中「別表第五第一号の二」を「別表第五第一号の三」に改める。

(電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の廃止)

第二条 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例(平成十五年宮城県条例第八十二号)は、廃止する。

(特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第三条 特定非営利活動促進法施行条例（平成十年宮城県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二項第四項第一号中「いう。」の下に「及び同条第十三号に規定する住民票コード（以下「住民票コード」という。）を加え、同項第二号中「個人番号」の下に「及び住民票コード」を加える。（建設業法施行条例の一部改正）

第四条 建設業法施行条例（平成十二年宮城県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二項第二号中「いう。」の下に「及び同条第十三号に規定する住民票コード（以下「住民票コード」という。）」を、「個人番号」の下に「及び住民票コード」を加える。

（宅地建物取引業法施行条例の一部改正）

第五条 宅地建物取引業法施行条例（平成十二年宮城県条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項第二号中「住民票の抄本」の下に「その他の住所を証明する書類」を加え、同条第二項中「いう。」の下に「及び同条第十三号に規定する住民票コード（以下「住民票コード」という。）」を、「個人番号」の下に「及び住民票コード」を加える。

（都市計画法施行条例の一部改正）

第六条 都市計画法施行条例（平成十二年宮城県条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二項第三項中「個人番号」の下に「及び同条第十三号に規定する住民票コード」を加える。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

（住民基本台帳法施行条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第一条の規定による改正後の住民基本台帳法施行条例（以下「新住民基本台帳法施行条例」という。）別表第一の上欄に掲げる区域内の市町村の執行機関（第一条の規定による改正前の住民基本台帳法施行条例（以下「旧住民基本台帳法施行条例」という。）別表第一の上欄に掲げられていた区域内の市町村の執行機関に限る。）又は新住民基本台帳法施行条例別表第三の上欄に掲げる知事以外の県の執行機関（旧住民基本台帳法施行条例別表第三の上欄に掲げられていた知事以外の県の執行機関に限る。）から住民基本台帳法第三十条の十三第一項又は第三十条の十五第二項第二号に規定する求めがあった場合における新住民基本台帳法施行条例の規定の適用については、当分の間、新住民基本台帳法施行条例第三条中「個人番号及び同条第十三号に規定する住民票コード（以下「住民票コード」という。）」とあるのは「個人番号」と、新住民基本台帳法施行条例第六条中「都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。以下同じ。）」とあるのは「都道府県知事保存

本人確認情報」とする。

（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の廃止に伴う経過措置）

3 第二条の規定による廃止前の電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（以下「旧電子署名認証条例」という。）第二条第一項に規定する発行手数料（以下「発行手数料」という。）及び第三条第一項に規定する情報提供手数料であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において旧電子署名認証条例第二条第二項に規定する指定認証機関（以下「指定認証機関」という。）にまだ納入していないものについては、なお従前の例による。

（特定非営利活動促進法施行条例の一部改正に伴う経過措置）

4 第三条の規定による改正後の特定非営利活動促進法施行条例の規定の適用については、当分の間、同条第二条第四項第一号中「（以下「個人番号」という。）」及び同条第十三号に規定する住民票コード（以下「住民票コード」という。）とあるのは「（以下「個人番号」という。）」と、同項第二号中「個人番号及び住民票コード」とあるのは「個人番号」とする。

（建設業法施行条例の一部改正に伴う経過措置）

5 第四条の規定による改正後の建設業法施行条例の規定の適用については、当分の間、同条第二項中「（以下「個人番号」という。）」及び同条第十三号に規定する住民票コード（以下「住民票コード」という。）とあるのは「（以下「個人番号」という。）」と、「個人番号及び住民票コード」とあるのは「個人番号」とする。

（宅地建物取引業法施行条例の一部改正に伴う経過措置）

6 第五条の規定による改正後の宅地建物取引業法施行条例の規定の適用については、当分の間、同条第七条第二項中「（以下「個人番号」という。）」及び同条第十三号に規定する住民票コード（以下「住民票コード」という。）とあるのは「（以下「個人番号」という。）」と、「個人番号及び住民票コード」とあるのは「個人番号」とする。

（都市計画法施行条例の一部改正に伴う経過措置）

7 第六条の規定による改正後の都市計画法施行条例の規定の適用については、当分の間、同条第二条第三項中「個人番号及び同条第十三号に規定する住民票コード」とあるのは「個人番号」とする。

（事務処理の特例に関する条例の一部改正）

8 事務処理の特例に関する条例（平成十一年宮城県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。第二条の表四十五の項を次のように改める。

四十五 削除

(事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

9 施行日において指定認証機関にまだ納入していない発行手数料については、前項の規定による改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九十七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人番号を利用することができる事務)

第二条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる県の執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務とする。

(特定個人情報の利用)

第三条 県の執行機関は、法別表第二の第二欄に掲げる事務(県の執行機関が行うものに限る。)を処理するために必要な限度で、同表の第四欄に掲げる特定個人情報(法第二条第八項に規定する特定個人情報という。以下同じ。)であつて当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、当該執行機関が情報提供ネットワークシステム(同条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。以下同じ。)を使用して他の個人番号利用事務実施者(同条第十二項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。)から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

2 別表第二の上欄に掲げる県の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であつて当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、当該執行機関が情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

(書面の提出の特例)

第四条 前条第二項本文の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例又は規則(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第二項に規定する規程を含む。)

の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第三条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定は、法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第一(第二条関係)

知事	県の執行機関	事 務
		療育手帳の交付に関する事務であつて別に規則で定めるもの

別表第二(第三条関係)

知事	県の執行機関	事 務	特定個人情報
		法別表第一の十六の項の下欄に掲げる事務であつて別に規則で定めるもの	療育手帳の交付に関する情報であつて別に規則で定めるもの

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九十八号

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(旅館業法施行条例の一部改正)

第一条 旅館業法施行条例(昭和三十三年宮城県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第六号中「第十五条の六第一項」を「第十五条の七第一項」に改め、同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とし、同条第二項中「前項第八号」を「前項第七号」に改める。

(職業能力開発校条例の一部改正)

第二条 職業能力開発校条例(昭和四十九年宮城県条例第二号)の一部を次のように改正する。第二条中「第十五条の六第一項第一号」を「第十五条の七第一項第一号」に改める。

(職業訓練に関する基準等を定める条例の一部改正)

第三条 職業訓練に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第百一号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条中「第十五条の六第一項ただし書」を「第十五条の七第一項ただし書」に改める。

第四条中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公共用財産管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九十九号

公共用財産管理条例の一部を改正する条例

公共用財産管理条例(平成十二年宮城県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「道路法(昭和二十七年法律第百八十号)、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)」を「漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)、港湾法(昭和二十五年法律第百二十八号)、海岸法(昭和三十一年法律第百一号)」に改める。

第三条第四項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を削り、同項第七号中「施設又は」を削り、同号を同項第四号とし、同項第八号を同項第五号とし、同項に次の二号を加える。

六 利害関係人の意見書(利害関係人がある場合に限る。)

七 その他知事が必要と認める図書

第三条第六項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を削り、第五号を第二号とし、第六号を第三号とし、第七号を削り、第八号を第四号とし、第九号を第五号とし、同項に次の三号を加える。

六 利害関係人の意見書(利害関係人がある場合に限る。)

七 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十六条に規定する砂利採取計画の認可に関する

書面(当該認可を必要とする場合に限る。)

八 その他知事が必要と認める図書

第六条第三項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項に次の二号を加える。

二 利害関係人の意見書(利害関係人がある場合に限る。)

三 その他知事が必要と認める図書

第十二条第三項に次の一号を加える。

四 その他知事が必要と認める図書

第十三条第三項中「第九条」を「第十条」に改める。

第十四条第一項中「掲げる」を「定めるところにより算出した額の」に改め、同条第二項第一号中「地方公共団体」を「国又は地方公共団体」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 公益上特に必要と認めるとき。

第十四条第二項第三号から第八号までを削る。

第十六条第一項中「(市町村長を除く。)」を削り、同条第三項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を削り、第六号を第二号とし、同項第七号中「施設又は」を削り、同号を同項第三号とし、同項第八号を同項第四号とし、同項に次の四号を加える。

五 利害関係人の意見書(利害関係人がある場合に限る。)

六 隣接土地所有者の承諾書(隣接土地所有者がある場合に限る。)

七 工作物の帰属承諾書(知事が工作物を管理する場合に限る。)

八 その他知事が必要と認める図書

第二十三条を削る。

別表を次のように改める。

別表(第十四条関係)

一 使用に係る使用料

項 目	区 分	使 用 料	
		単 位	単 価
1	電柱、支柱、支線その他これらに類するもの	一本につき一年	六四〇円
2	埋設線及び架設線	長さ一メートルにつき一年	五円
3	その他工作物の設置を伴う使用	使用面積一平方メートルにつき一年	一七〇円
4	その他工作物の設置を伴わない使用	使用面積一平方メートルにつき一年	一〇〇円

単価の欄に「定額」を付し、その下に「許可期間」を付し、その下に「使用期間」を付し、その下に「相当する期間」を付し、その下に「を単位として」を付し、その下に「除く」を付し、その下に「額」を付し、その下に「乗じて得た額」を付す。

二 収益に係る使用料

項	区 分	使 用 料	
		単 位	額
1	土砂	採取体積一立方メートルにつき	一五〇円
2	砂	採取体積一立方メートルにつき	一七〇円
3	切込砂利	採取体積一立方メートルにつき	一八〇円
4	砂利(径八センチメートル未満のもの)	採取体積一立方メートルにつき	二〇〇円
5	栗石(径八センチメートル以上十五センチメートル未満のもの)	採取体積一立方メートルにつき	二〇〇円
6	玉石(径十五センチメートル以上六十センチメートル未満のもの)	採取体積一立方メートルにつき	二三〇円
7	転石(径六十センチメートル以上のもの)	採取数量一個につき	三七〇円

備考

- 一 第一号の表1の項において、電柱又は電柱に類するものとその支柱又は支線とが共に使用料の対象となる場合は、これらを一本とみなして使用料を算出する。
- 二 使用期間が一月未満の使用料の額の算定については、第一号の表1の項中「六四〇円」とあるのは「六六〇円」と、同表3の項中「一七〇円」とあるのは「一八〇円」とする。
- 三 使用面積、使用物件の長さ若しくは収益する土石の体積が、一平方メートル、一メートル若しくは一立方メートル未満であるとき、又はこれらの面積、長さ若しくは体積に、一平方メートル、一メートル若しくは一立方メートル未満の端数があるときは、一平方メートル、一メートル又は一立方メートルとして計算する。
- 四 使用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に二年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算する。
- 五 使用料の額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を十円に切り上げる。
- 六 使用料の額が百円に満たないときは、その額を百円とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十三条第三項の改正規定は、公布

の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の公共用財産管理条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に使用許可、使用承認、使用更新許可、使用更新承認又は収益許可(以下「使用許可等」という。)を受けた場合で、当該使用許可等に係る新条例の規定により徴収すべき使用料の額が、当該使用許可等に係る改正前の公共用財産管理条例の規定により徴収すべき使用料の額を超えるときは、当該使用許可等を受けた者から、施行日から当該使用許可等の満了する日まで改正前の公共用財産管理条例の規定により徴収すべき使用料を徴収する。
- 4 前項の規定にかかわらず、施行日前に受けた使用許可等について施行日以後に使用変更許可、使用変更承認又は収益変更許可を受けた場合で、使用に係る本数、長さ若しくは面積が増加し、又は収益に係る採取体積若しくは採取数量が増加したときは、当該増加した本数、長さ、面積、採取体積及び採取数量については新条例の規定により使用料を徴収する。

宮城県建築審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第百号

宮城県建築審査会条例の一部を改正する条例

- 宮城県建築審査会条例(昭和二十五年宮城県条例第八十一号)の一部を次のように改正する。
- 第二条の見出しを「(組織等)」に改め、同条に次の二項を加える。
- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 第三条第三項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。
- 三 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)第百五条第二項において準用する建築基準法第四十四条第二項の規定により、知事から同意を求められたとき。
- 四 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百五条第二項において準用する建築基準法第九十四条の規定に基づく審査請求に関する事務を行うとき。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第三条第三項中第四号を第六号とし、

第三号を第五号とし、第二号の次に二号を加える改正規定は、公布の日から施行する。